

生計困難者等に対する利用者負担軽減事業のご案内

「生計困難者等に対する利用者負担軽減事業とは」

介護サービスの利用者のうち、所得が低い方で、一定の要件を満たす方等の利用者負担額（介護サービスにかかる費用の利用者負担、食費・居住費負担等）の一部を助成し、負担を軽減することで、サービスの利用を促進する事業です。

1 軽減を受けることができる方

低所得の方であって、以下の要件【※】を全て満たした方及び生活保護受給者の方は、区市町村（保険者）に対し申請・利用の手続き（次頁参照）を行い、軽減対象者として認められた場合には、自己負担額の一部について軽減を受けることができます。

【※ 要件】

- ・ 住民税世帯非課税であること
- ・ 年間収入が基準額（注1）以下であること
- ・ 預貯金等が基準額（注2）以下であること
- ・ 日常生活に供する資産以外に活用できる資産がないこと
- ・ 親族等に扶養されていないこと
- ・ 介護保険料を滞納していないこと

（注1）年間収入が150万円以下
（単身世帯の場合の額。世帯の人数が1人増えるごとに50万円を加えた額）

（注2）預貯金等が350万円以下
（単身世帯の場合の額。世帯の人数が1人増えるごとに100万円を加えた額）

2 軽減実施事業所

○ 本事業により軽減対象者が軽減を受けることができる事業所は、都に事業実施の申出（届出）を行った事業所（軽減実施事業所）のみとなります。
（申出を行っていない事業所では、軽減を受けることができませんのでご注意ください）。

○ 軽減実施事業所一覧は、下記URL（東京都福祉局ホームページ）から、ご確認いただけます。

https://www.fukushi.metro.tokyo.lg.jp/kourei/hoken/kaigo_lib/jigyo/keigen.html
（東京都福祉局のホームページ⇒分野からのご案内「高齢者」⇒東京都介護サービス情報⇒事業者に関する情報（指定状況、負担軽減等）⇒生計困難者等に対する利用者負担額軽減事業）

○ 本事業では、利用者の方の軽減に要する費用の一部を、軽減実施事業所にご負担いただいております。

次頁に続く

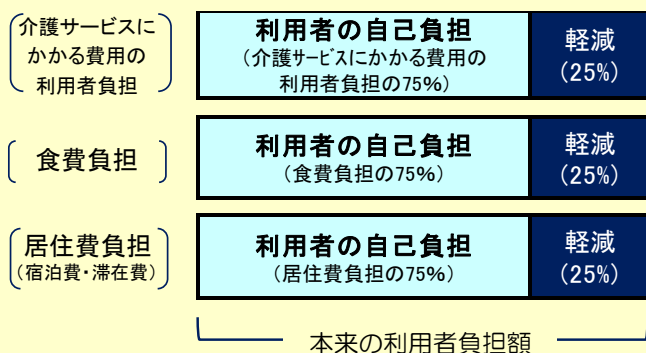
3 申請・利用の手続

- ① 利用者の方から、お住まいの区市町村（保険者）に、確認証の交付申請をしていただきます。
※ 確認証の交付申請手続きについては、各区市町村窓口にご確認ください。
- ② 区市町村がその方の収入や世帯の状況を判断し、軽減対象者として認められた場合には、利用者の方に確認証を交付します。
- ③ 区市町村から確認証の交付を受けた利用者は、軽減実施事業所（前頁2参照）において、確認証を提示した上でサービスを受けます。
- ④ 利用者は、軽減後の金額（通常の75%、老齢福祉年金受給者は50%、生活保護受給者の個室の居住費(滞在費)は自己負担なし）を事業所に対して支払います。

4 対象となるサービス

- ① 訪問介護 ② (予防)訪問入浴介護 ③ (予防)通所介護
- ④ (予防)短期入所生活介護 ⑤ (予防)短期入所療養介護 ⑥ (予防)訪問看護
- ⑦ (予防)訪問リハビリ ⑧ (予防)通所リハビリ ⑨ 夜間対応型訪問介護
- ⑩ (予防)認知症対応型通所介護 ⑪ (予防)小規模多機能型居宅介護
- ⑫ 特別養護老人ホーム ⑬ 地域密着型特別養護老人ホーム
- ⑭ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護 ⑮ 看護小規模多機能型居宅介護
- ⑯ 地域密着型通所介護
- ⑰ 第一号訪問事業のうち介護予防訪問介護に相当する事業及び第一号通所事業のうち介護予防通所介護に相当する事業（自己負担割合が保険給付と同様のものに限る。）

5 軽減のイメージ



(注) 生活保護受給者の軽減額は個室居住費の全額、老齢福祉年金受給者の軽減額は、介護サービスにかかる費用・居住費負担ともに利用者負担の50%となります。

(注) また、生活扶助基準の見直しに伴う特例措置対象者の軽減額は、介護サービスにかかる費用・食費について利用者負担の25%、個室居住費負担について全額となります。

- 介護支援専門員の皆様におかれましては、本軽減事業について、ご利用者様への周知にご協力いただきますよう、お願いいたします。
- ご不明な点がございましたら、各区市町村又は下記担当までお問い合わせください。

<担当・問合せ先>

東京都 福祉局 高齢者施策推進部 介護保険課 介護保険担当
電話:03-5320-4291(直通)